

公 示 送 達

下記の送達を受けるべき者の住所・居所が不明のため送達することができないので、
地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 9 月 30 日

伊達市長 須田 博行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称
永井 昌宏	令和 8 年度国民健康保険税納税通知書 (令和 6 年度～ 8 年度分)